令和7年度　奈良市女性の就業支援事業業務委託仕様書

**１．適用**

本仕様書は、奈良市（以下「本市」という。）が発注する奈良市女性の就業支援事業業務委託（以下「本事業」という。）に適用する。

**２．目的**

　本事業は、「奈良市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、女性が活躍できる社会をつくるため、ライフステージに応じて柔軟な働き方ができ、女性がそれぞれの個性や能力を発揮できる環境を整えることを目的として実施するものである。

　令和2年国勢調査によると、奈良県は女性の就業率が全国平均でみると低水準であるが、過去5年間の伸び率は全国1位であり、潜在的な労働意欲を持つ女性が多くいることが考えられる。

本事業では、人材不足に悩む市内企業等に対して、従業員の多様な働き方やキャリアアップに対応できる職場環境の整備を促すとともに、求人票を発信することで、結婚・出産・育児・介護など様々なライフステージの女性と市内企業等とのマッチング機会を創出することを目的とする。なお本事業は、地域における経済活動の広がりを踏まえ、木津川市と連携して実施することとする。

**３．委託期間**

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

**４．業務内容**

　本事業では、短時間勤務・少日数勤務・リモートワーク等を取り入れて、時間に制約のある女性でも最大限持てる能力を発揮できる働き方を「ジャストフィットワーク」と定義づけ、子育て中等の女性の多様な働き方（短時間勤務やリモートワーク等）とキャリアアップを支援するとともに、市内企業等の人材不足解消を目指し、以下の(1)～(4)を実施する。本事業の実施にあたり、講師等の専門家の旅費や謝金等の経費が発生する場合は、すべて委託料に含めるものとする。

**(1)　イベントへの協力**

本市で8月に実施する人材活用イベント（※1）について、資料の作成及び当日の登壇等を含む以下の業務を行うこと。

ア．投影資料の作成

　本事業の内容を効果的に紹介できるよう、投影用資料を作成すること。完成した資料データはイベント運営事業者に共有すること。

イ．登壇

　10～15分程度の登壇を行い、ア．で作成した資料を用いて本事業内容を効果的に紹介すること。また、パネルディスカッションにはパネリストとして参加すること。パネルディスカッションのテーマについては、本市から事前に連絡する。

ウ．個別相談対応

　イベント終了後に会場内に設置する個別相談ブースにて、参加企業からの質問や相談に対応すること。対応時間は30分程度を目安とし、時間を超過した場合はメールや電話等で個別に対応すること。

エ．アンケート項目の考案

　イベント後に実施するアンケートについて、本事業に関するアンケート項目を2～3個、本市と相談のうえ考案すること。なお、アンケートの作成、実施、集計は業務に含めない。

オ．集客・周知

　広告媒体等を用いてイベントの周知を行い、20名程度の参加者を集客目標とする。イベントのチラシについては本市で作成し、作成後そのデータを提供する。

　（※１）

本市の産業政策課キャリア支援係にて、市内及び近隣市町村の人材不足などの悩みを抱える企業に対して、「多様性を戦力に変える組織づくり」をテーマに本市の支援策（女性の就業支援事業・WLB推進事業・障害者雇用推進事業・DX人材養成事業）を紹介するイベント。

**(2)　市内企業等の人材確保及び定着への支援**

ア．内容

個別コンサルティングの実施及び求人情報の作成

* 上記（１）のイベントに参加した企業等、個別支援対象企業10社を選定し、子育てや介護等のライフステージに応じて従業員が多様な働き方やキャリア形成が実現できる職場環境の整備を促すとともに、子育て中の女性が働きやすい、働きがいのある勤務シフト等を整備し、就労意欲の高い子育て中等の女性が関心を示す求人情報の作成等の手法を提案すること。提案のため、個別支援対象企業に対し各社3回程度のコンサルティングを実施（オンラインも可）し、ジャストフィットワークに合致した求人情報を作成すること。実施にあたり、11月末日までに1回はコンサルティングを行うこと。
* ジャストフィットワークに合致した求人情報であるかどうかは、①既にハロワークや自社のHP上で公開されている求人情報と勤務時間や勤務日数が異なること、②既に公開されている求人情報に何らかの工夫を加えていることの双方を満たすことで判断する。
* 求人情報の作成にあたっては企業の担当者よりメッセージをもらうなど企業の声が求職者に直接伝わるような内容にすること。
* 作成した求人情報は市SNS等で周知するため企業毎に納品すること。（word・Excelデータ及び画像データ※Instagram対応で1企業あたり3枚程度の画像）
* 個別支援対象企業の選出において、より多くの企業に門戸を開くため、令和5年度・令和6年度に選出された企業の再選は全体の2割程度とする。

イ．対象企業

本市・木津川市および近隣市町村に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する企業やリモートワークを可能とする企業

**(3)　本事業に関する広報活動**

・求人情報や本事業の個別支援対象企業の魅力を伝える記事など定期的に記事の配信を行い、本事業の周知を行うこと。

・(2)の実施に向けて企業向けに個別支援対象企業を募集するチラシ（紙・電子データ）、紙面A4両面カラー900部を納品すること。

・市内及び近隣住む求職者に向けて本事業で作成した求人情報が確認できる市ホームページURLが掲載されたチラシ（A4両面1枚の紙面）1,200部（うち1,100部は本市、100部は木津川市）を納品すること。

・(2)企業向けのチラシを奈良商工会議所発行「商工会議所ニュース」の折込チラシを活用して広報すること。折込チラシに必要な部数は納品分とは別で用意すること。また、広報に係る一切の費用は受託者が全て負担すること。

・配布を行う場合、配布枚数や配布場所については基本的には受託者の任意とする。

・SNS等での情報発信、その他効果的と考えられる媒体や方法を活用した広報活動等を積極的に行うこと。

・各広報物の掲載内容については、事前に本市の承認を受けること。

・広報エリアについては、本市と協議の上決定すること

(4)採用状況調査

・コンサルティング実施企業（10社以上）への調査を行い、採用状況を確認すること。

・採用状況は報告書にまとめて提出するものとし、企業名、業種、勤務形態、業務内容を含めることとする。

・本調査では、随時ヒアリングを行い、3月末日時点の状況を確認のうえ、報告書をまとめることとする。

**５．事業目標**

就職決定者数　10名

**６．打合せ等**

（1）受託者は、本市担当者と緊密な連絡を取り、十分な打合せを行い、本事業を遂行するものとし、本市担当者が指示した事項についてはその指示に従わなくてはならない。

（2）本事業の進め方、進捗状況等について、受託者は本市と連携し情報共有を図りながら適切に遂行するため、原則月１回程度、本市担当者と定期的な打合せを行うこと。なお、受託者の責任において会議録を作成し、打合せから7日以内に本市に提出すること。

**７．成果物**

（1）内容

・事業実施の成果・課題、広報活動等を記載した実績報告書（Word、Excel、PDF、PPT等）。

・4.(1)の参加企業等に次年度事業への参画を促すため、企業への公開を前提とした報告書（Word、Excel、PDF、PPT等）

・4.(2)で選定した個別支援対象企業でのヒアリング報告書と作成した求人情報（word・Excelデータ）。

・4.(2)で作成した企業別求人情報（Instagram対応で1企業あたり3枚程度の画像）。

・4.(2)で作成した求人情報（word・Excelデータ）及び企業別求人情報（Instagram対応で1企業あたり3枚程度の画像）は令和8年1月末までに納品すること。

・4.(3)で作成した企業向けのチラシ（電子データ一式、紙媒体900部）の納品は7月末までにすること。

・4.(3)で作成した個別コンサルティングで整備した求人情報が効果的に記載されたチラシ1,200部（うち1,100部は本市、100部は木津川市）は電子データも合わせて10月末までに納品すること。また、奈良商工会議所発行「商工会議所ニュース」の折込チラシ

　に必要な部数は別で計上し、奈良商工会議所に納品すること。

・事業完了時点で4.(2)でコンサルティングを実施し求人票を作成した企業への就業状況（就業先、業務内容、勤務形態）

（2）納品場所

奈良市 観光経済部 産業政策課（木津川市分については指定する木津川市担当部署に直接納品すること。）

**８．事業上の留意事項**

（1）適用基準等

受託者は、本事業の実施にあたり、本仕様書並びに関係する法令、規則、細則、通知、通達および条例等を遵守しなければならない。

1. 著作物の使用等

ア．受託者は本事業の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物を使用しようとする時は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、受託者は当該契約等の内容について事前に本市の承諾を得るものとする。

イ．本事業の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理しなければならない。

ウ．本業務の成果物の著作権は本市に帰属するものとし、本市が独自に加工、コピーし、製本及び印刷等を行い、公表できるものとする。受託者は本市の承認を受けずに他に公表、貸与及び使用してはならない。

1. 賠償責任

ア．受託者は、本事業の履行により生じた受託者の責めに帰する諸事故に対しての責任を負い、損害賠償の請求があった場合には受託者が一切処理し、その損害を賠償すること。

イ．事業上の契約不適合により生ずる損害賠償及び補償等に対応できるよう、事業遂行にあたって想定されるリスクを担保するに足るだけの適切な保険等に受託者の負担において加入すること。

1. 再委託

ア．業務の全部を第三者に再委託しないこと。業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市に対して書面による届出を行い、承認を得ること。

イ．受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受託者と同様の義務を負わせるとともに、本市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。

（5）その他

ア．本事業は、国の交付金を受けて実施する事業であることから、国の求めに応じて追加資料の提出を依頼することがある。

イ．本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

ウ．本事業を実施するにあたり、市内のハローワークや保育所等と連携し、子育て中等の女性への就労支援を強化すること。